

事業者各位
(個人受講可)

石川県立七尾産業技術専門学校
(一社)七尾労働基準協会

[七尾会場]

「車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習」案内

労働安全衛生法第61条では、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用機械)の運転業務は、標記の技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならないと定められており、下記日程及び要領にて七尾で開催しますので資格が必要な方は受講願います。

なお、建設業種の雇用保険被保険者が受講されると、事業主に下記7のと通りの助成金が支給されます。

七尾会場は毎年2回、6月と11月に開催しています。

※この資格講習の対象機種・・・

ブルドーザー、トラクターショベル、モーター・グレーダー、ドラグライン
パワーショベル、ドラグショベル(コンボ・バックホー)、ずり積機、
クラムシェル、パケット掘削機、トレンチャースクレーパー、スクレープ・ドーザー



記

1 実施月日・場所・・・受講者がお持ちの資格によって次の普通コース・省略コースになります。

◇ 日時 令和6年6月17日(月)～6月25日(火) ※各日8:50～16:10

(予備日 6/26日(水)) 受付時間は8:35～8:50です。

◇ 場所 石川県立七尾産業技術専門学校 七尾市津向町へ34

(1)普通コース受講者 <学科2.5日、実技4.5日 合計7日間>・・・(38時間講習)

※次(2)省略コース①②③のいずれかの資格が無い方が受講した場合です。

(2)省略コース受講者 <学科1.5日、実技1日 合計2.5日間>・・・(14時間講習)

※次の①②③いずれかの資格者が受講した場合です。

① 大型特殊自動車運転免許者	② 不整地運搬車運転技能講習修了者
③ 車両系建設機械運転業務特別教育修了者であって 3トン未満の車両系建設機械の運転業務経験が3ヶ月以上の者 ※ ③の場合は別途「運転業務経験証明書」の添付が必要です。	

◆各コースの講習日は次のとおり

実施月日	6月17日	6月18日		6月19日		6月20日	6月21日	6月24日	6/25又は6/26
(曜日)	(月)	(火)		(水)		(木)	(月)	(火)	(水)又は(木)
午前・午後	午前・午後	午前	午後	午前	午後	午前・午後	午前・午後	午前・午後	午前・午後
学科実技の別	学科	学科	学科	学科	実技	実技	実技	実技	実技
普通コース	○	○	○	○	○	○	○	○	○最終日
省略コース	○	※○	-	-	-	-	-	-	○最終日

※は12:00終了予定です。

※各コースの講習日・講習時間等の詳細は受講申込書下欄に記載のとおりです。

2 受講資格

18才以上の者 (事業場所所属申込・個人申込みいずれも可です。)

体調不良の方はご遠慮願います。

